

国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程</p> <p>平成16年4月7日 16 経教 規程第8号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 各部局に置く組織は、次のとおりとする。</p> <p>一 <u>共生科学技術研究院</u>（以下「研究院」という。）に置く部門及び拠点は、<u>研究院の教授会で定める。</u></p> <p>二 工学府、農学府、生物システム応用科学府、連合農学研究科及び技術経営研究科に置く専攻は、別表2のとおりとする。</p> <p>三 省略</p> <p>(部局長)</p> <p>第3条 部局長は、当該部局の業務を掌理する。</p> <p>2 部局長の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>3 部局長に事故があるときは、次条に定める副部局長がその職務を代理し、部局長が欠員のときは、その職務を行う。</p>	<p>第1条 省略（現行どおり）</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 各部局に置く組織は、次のとおりとする。</p> <p>一 <u>農学研究院及び工学研究院</u>（以下「研究院」という。）に置く部門は、<u>別表1のとおりとする。</u></p> <p>二 工学府、農学府、生物システム応用科学府、連合農学研究科及び技術経営研究科に置く専攻は、別表2のとおりとする。</p> <p>三 省略（現行どおり）</p> <p>(部局長)</p> <p>第3条 部局長は、当該部局の業務を掌理する。</p> <p>2 部局長の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>3 部局長に事故があるときは、次条に定める副部局長がその職務を代理し、部局長が欠員のときは、その職務を行う。</p>	

第4条～第12条 省略

(代議員会及び代議委員会)

第13条 研究院及び連合農学研究科の教授会に、円滑な審議を図るため研究院  
にあつては代議員会を、連合農学研究科にあつては代議委員会を置く。

2 代議員会及び代議委員会は、教授会から委任された事項について審議し、決定することができる。

3 研究院の代議員会は、次の各号に掲げる代議員をもって組織する。

- 一 研究院長
- 二 研究院副院長
- 三 研究院の各部門及び拠点から選出された者
- 四 その他研究院長が必要と認めた者項 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

4～9 省略

第14条 省略

附 則 省略

第4条～第12条 省略（現行どおり）

(代議員会及び代議委員会)

第13条 連合農学研究科の教授会に、円滑な審議を図るため代議委員会を置く。

2 代議委員会は、教授会から委任された事項について審議し、決定することができる。

3 削除

4～9 省略（現行どおり）

第14条 省略（現行どおり）

附 則 省略（現行どおり）

別表 1 (第 2 条第 1 号関係) 削除

別表 1 (第 2 条第 1 号関係)

生物生産科学部門

共生持続社会学部門

応用生命化学部門

生物制御科学部門

環境資源物質科学部門

物質循環環境科学部門

自然環境保全学部門

農業環境工学部門

国際環境農学部門

動物生命科学部門

生物システム科学部門

生命機能科学部門

応用化学部門

先端機械システム部門

先端物理工学部門

先端電気電子部門

先端情報科学部門

先端健康科学部門

数理科学部門

言語文化科学部門

<p>別表 2 (第 2 条第 2 号関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>工学府 省略</td> </tr> <tr> <td>農学府 省略</td> </tr> <tr> <td>生物システム応用科学府 博士前期課程 省略 博士後期課程 生物システム応用科学専攻</td> </tr> <tr> <td>連合農学研究科 省略</td> </tr> <tr> <td>技術経営研究科 省略</td> </tr> </table> <p>別表 3 省略</p>	工学府 省略	農学府 省略	生物システム応用科学府 博士前期課程 省略 博士後期課程 生物システム応用科学専攻	連合農学研究科 省略	技術経営研究科 省略	<p>別表 2 (第 2 条第 2 号関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>工学府 省略 (現行どおり)</td> </tr> <tr> <td>農学府 省略 (現行どおり)</td> </tr> <tr> <td>生物システム応用科学府 博士前期課程 省略 博士後期課程 生物システム応用科学専攻 <u>共同先進健康科学専攻</u></td> </tr> <tr> <td>連合農学研究科 省略 (現行どおり)</td> </tr> <tr> <td>技術経営研究科 省略 (現行どおり)</td> </tr> </table> <p>別表 3 省略 (現行どおり)</p>	工学府 省略 (現行どおり)	農学府 省略 (現行どおり)	生物システム応用科学府 博士前期課程 省略 博士後期課程 生物システム応用科学専攻 <u>共同先進健康科学専攻</u>	連合農学研究科 省略 (現行どおり)	技術経営研究科 省略 (現行どおり)	
工学府 省略												
農学府 省略												
生物システム応用科学府 博士前期課程 省略 博士後期課程 生物システム応用科学専攻												
連合農学研究科 省略												
技術経営研究科 省略												
工学府 省略 (現行どおり)												
農学府 省略 (現行どおり)												
生物システム応用科学府 博士前期課程 省略 博士後期課程 生物システム応用科学専攻 <u>共同先進健康科学専攻</u>												
連合農学研究科 省略 (現行どおり)												
技術経営研究科 省略 (現行どおり)												

附 則 (22 教規程第 2 号)

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 22 年 4 月 1 日付けで農学研究院長及び工学研究院長となる者の任期は、平成 23 年 3 月 31 日までとする。